

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		令和7年7月25日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）					
京都市中京区西ノ京桑原町1番地		株式会社 島津製作所 代表取締役社長 山本靖則 電話番号：075-823-1113					
主たる業種	その他の計測器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造				細分類番号	2 7 3 9	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	令和2年度から令和4年度を基準に、令和5年度から令和7年度の温室効果ガス排出を3%以上削減する。						
計画を推進するための体制	エネルギーの管理を担当する製造推進部および環境経営統括室が温暖化対策を推進する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2～4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	27,892.6 トン	5,896.0 トン	2,634.5 トン		-84.7 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	24,204.0 トン	5,896.0 トン	2,634.5 トン		-82.4 パーセント	
	実績に対する自己評価	電力使用に基づく温室効果ガスの算出方法が変更になったことにより、排出量は減少した。なお、購入電力については2021年7月から再エネ電源に全面切り替え済み。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
		工場	5.78	1.15	0.49		-85.81 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 連結売上高					パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	実績に対する自己評価	電力使用に基づく温室効果ガスの算出方法が変更になったことにより、排出量は減少。また、原単位指標である連結売上高が増加したこともあり、原単位当たりの排出量は減少した。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		37 パーセント	37 パーセント	37 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	老朽化した設備の更新や、照明器具の高効率化の更新・個別空調方式への変更、建屋の伝熱改修などによる省エネ等を実施した。本社・三条工場の主要建屋に使用電力を掲示し見える化を図った。					
	令和6年度	老朽化した設備の更新や、照明器具のLED化などによる省エネ等を実施した。本社・三条工場の主要建屋については、使用電力の見える化を図っている。					
	令和7年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	これまでも通勤における自動車利用は駐車場の使用許可認定基準を設け、理由（病気、託児所への送迎等）がある者のみに優先順位の高低を鑑み許可を与える許可制を取っている。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	ほとんどの社員は公共交通機関等を使用し通勤している。その上で自動車等の通勤については、従業員個々の事由に配慮する必要があると考えるため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	島津製作所三条工場内に島津の森（8,000m ² ）を整備している。 2021年7月から全ての拠点について、100%再生可能エネルギー由来の電力に切り替え済み。						
特記事項	京都府内の事業所はすべて再生可能エネルギー由来の電力を購入し使用している。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。